

# VI 参考資料

- 1 北九州市事務分掌規則(抜すい)
- 2 北九州市区役所等事務分掌規則(抜すい)
- 3 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱
- 4 北九州市自治基本条例(抜すい)
- 5 令和2年度市民意識調査「市政評価と市政要望」(概要版)
- 6 令和2年度市民意識調査「広報活動に関する調査」(概要版)
- 7 政令指定都市・九州各都市の広聴担当課

北九州市事務分掌規則(抜すい)

(事務分掌)

第3条 第1条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

広報室

広聴課

調査係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 広聴活動の企画及び連絡調整に関する事。
- (3) 市政モニターその他世論の調査に関する事。
- (4) 広聴集会に関する事。
- (5) 市民意見提出手続に関する事。

相談係

- (1) 苦情、要望等の処理に関する事。
- (2) 各種相談の処理に関する事。
- (3) 庁内案内及び庁内放送に関する事。
- (4) 区役所の総務企画課との連絡調整(広聴に関するものに限る。)に関する事。
- (5) その他広聴に関する事。

北九州市区役所等事務分掌規則(抜すい)

(区役所等の事務分掌)

第2条 前条の組織及び出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

総務企画課

広報広聴係

- (1) 苦情、要望、各種相談等(他の所管に属するものを除く。)の処理に関する事。
- (2) 広聴集会に関する事。
- (3) 出張所相談業務に係る連絡調整に関する事(小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く。)
- (4) 広報に関する事。

松ヶ江出張所(門司区役所)

大里出張所(門司区役所)

曾根出張所(小倉南区役所)

両谷出張所(小倉南区役所)

東谷出張所(小倉南区役所)

島郷出張所(若松区役所)

折尾出張所(八幡西区役所)

上津役出張所(八幡西区役所)

八幡南出張所(八幡西区役所)

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 軽易な各種相談、苦情及び要望等の受付及び処理に関する事。

## 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、北九州市自治基本条例（平成22年北九州市条例第30号）の目的及び理念に基づき、市民意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の意見等を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市政に関し市民に説明する責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民意見提出手続 市の基本的な計画等を立案する過程において、当該基本的な計画等の案を広く市民等に公表し、これに対して提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して当該基本的な計画等の意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及びこれらに対する実施機関の考え方等を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長をいう。

### (対象)

**第3条** 実施機関は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定、制定、変更等（以下「策定等」という。）について意思決定を行おうとするときは、この要綱に従い、市民意見提出手続を経るものとする。

- (1) 市政全体又は各行政分野における基本的な政策を定める計画
- (2) 市の基本的な方針又は制度を定める条例
- (3) 広く市民の生活に影響を与える規制に関する条例（市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 北九州市公共事業評価システム要綱（平成19年11月26日施行）において評価を行う公共事業

### (適用除外)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、市民意見提出手続を経ることなく、計画等の策定等について意思決定を行うことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められている場合
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）においてこの要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき、実施機関が、計画等の策定等を行おうとする場合
- (5) 計画等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

### (公表の内容及び手段)

**第5条** 実施機関は、計画等の策定等について意思決定を行おうとするときは、意思決定前の適切

な時期に、当該策定等をしようとする計画等の案（以下「計画等の案」という。）を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、計画等の案を公表するときは、市民等の理解に資するため、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案に関連する資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとし、計画等の案及び前項に規定する資料が相当量に及ぶときは、それらの概要を公表するとともに、当該計画等の案及び資料の閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載

#### （提出の方法及び期間）

**第6条** 計画等の案について意見等を有する市民等は、次に掲げる方法により、実施機関に対して当該意見等を提出することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

2 前項の規定により、市民等が意見等の提出を行うことができる期間については、実施機関が計画等の案の公表の日から1月程度を目安として定めるものとする。

3 実施機関は、前項の規定による意見等の提出に関し、氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

4 実施機関は、前条第1項の規定による公表の際に、意見等の提出方法、提出期間、提出先等を明示するものとする。

#### （意見等の考慮義務）

**第7条** 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案の修正を行った際は、その修正内容

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

#### （議会への報告）

**第8条** 実施機関は、市民意見提出手続を行うに当たっては、北九州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年北九州市条例第43号）に定める議会への報告を行うものとする。

#### （実施状況の公表）

**第9条** 市長は、毎年度1回、市民意見提出手続の実施状況について、その概要を公表するものと

する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、広報室長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

## ○北九州市自治基本条例(抜すい)

### 第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

# 令和 2 年度市民意識調査「市政評価と市政要望」 (概要版)

## 1 調査の概要

【目的】 今後の市政運営に役立てるため、市民の市政全般に対する「評価」と「要望」を郵送調査により把握するもの。

【調査内容】 市の主要な施策や事業を短文(調査項目)で列挙し、その中から以前に比べて「かなり良くなっているもの」(評価)と「もっと力を入れてほしいもの」(要望)それぞれ上位 3 位を選択してもらい、1 位 3 点、2 位 2 点、3 位 1 点として得点数を集計し、順位付けを行う。

【対象者】 市内に居住する 18 歳以上の男女個人 3,000 人  
(住民基本台帳から無作為抽出)

【有効回収数】 1,650 (有効回収率 55.0%)

【調査期間】 令和 2 年 5 月 19 日～令和 2 年 6 月 15 日

## 2 調査結果の概要

### (1) 市政評価

- ◆ 1 位は「防犯、暴力追放運動の推進」で、6 年連続 1 位となった。
- ◆ 2 位は「ごみの適正処理とリサイクル」で、6 年連続 2 位となった。なお、「ごみの適正処理とリサイクル」は、平成 26 年度まで 22 年連続 1 位であった。
- ◆ 3 位は「子育て支援の推進」で、3 年連続 3 位となった。

順位 (R2)	調査項目	スコア
1 (1)	防犯、暴力追放運動の推進	1,417
2 (2)	ごみの適正処理とリサイクル	924
3 (3)	子育て支援の推進	863
4 (4)	医療・衛生管理体制の充実 (救急医療、感染症対策など)	790
5 (5)	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	767
6 (6)	健康づくりの推進 (検診、予防、食育など)	522
7 (11)	身近な生活道路の整備	354
8 (7)	市役所の窓口サービスの向上	312
9 (8)	都市景観の整備	307
10 (9)	高齢社会対策の推進	292

スコア : 1 位 3 点、2 位 2 点、3 位 1 点として計算した得点

## (2) 市政要望

- ◆ 1位は「高齢社会対策の推進」で、8年連続1位となった。なお、「高齢社会対策の推進」は、平成23年度まで17年連続1位であった。
- ◆ 2位は「医療・衛生管理体制の充実」で、昨年5位から2位となった。
- ◆ 3位は「子育て支援の推進」で、昨年2年から3位となった。

順位 (R2)	調査項目	スコア
1 (1)	高齢社会対策の推進	1,067
2 (5)	医療・衛生管理体制の充実 (救急医療、感染症対策など)	1,064
3 (2)	子育て支援の推進	770
4 (3)	産業の振興	743
5 (4)	学校教育の充実	558
6 (7)	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	376
7 (6)	身近な生活道路の整備	298
8 (20)	市役所の窓口サービスの向上	272
9 (15)	市街地の整備・再開発	269
10 (10)	防災体制の充実	252

スコア：1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

## (3) 市政評価と市政要望の関係

- ① これまでの行政努力が評価されながらも、より一層の高水準サービスや改善が求められている施策 (評価、要望ともに上位10位以内)

項目	評価	要望
子育て支援の推進	3位	3位
医療・衛生管理体制の充実 (救急医療、感染症対策など)	4位	2位
高齢社会対策の推進	10位	1位
公園の整備など、緑のまちづくり推進	5位	10位
身近な生活道路の整備	7位	7位
市役所の窓口サービスの向上	8位	8位

- ② これまでの行政努力が高く評価されている現状満足型の施策 (評価が上位10位以内で要望が下位10位以内)

項目	評価	要望
都市景観の整備 (まち並みづくりと歴史的建造物の活用など)	9位	29位

- ③ これまでの行政努力に対する評価が低く、今後の行政努力が強く期待されている施策 (評価が下位10位以内で要望が上位10位以内)

項目	評価	要望
産業の振興 (企業の誘致・成長支援、雇用の促進など)	28位	4位

④ これまでの行政努力に対する評価、今後の要望ともに低い施策

(評価、要望ともに下位 10 位以内)

項 目	評価	要望
ボランティア・NPO活動の支援	31 位	33 位
人権の尊重と男女共同参画（あらゆる分野への女性の参画）の推進	32 位	33 位
消費者被害防止対策	34 位	32 位
地域コミュニティづくりの支援	26 位	27 位



### 3 調査結果

(表1) 市政評価上位10位の推移

カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1位	防犯、暴力追放運動の推進(741)	防犯、暴力追放運動の推進(702)	防犯、暴力追放運動の推進(915)	防犯、暴力追放運動の推進(1,417)
2位	ごみの適正処理とリサイクル(562)	ごみの適正処理とリサイクル(531)	ごみの適正処理とリサイクル(627)	ごみの適正処理とリサイクル(924)
3位	緑のまちづくりの推進(534)	子育て支援の推進(520)	子育て支援の推進(589)	子育て支援の推進(863)
4位	子育て支援の推進(503)	緑のまちづくりの推進(426)	医療・衛生管理体制の充実(578)	医療・衛生管理体制の充実(790)
5位	健康づくりの推進(463)	医療・衛生管理体制の充実(383)	緑のまちづくりの推進(496)	緑のまちづくりの推進(767)
6位	医療・衛生管理体制の充実(457)	健康づくりの推進(359)	健康づくりの推進(386)	健康づくりの推進(522)
7位	市役所の窓口サービスの向上(239)	市役所の窓口サービスの向上(226)	市役所の窓口サービスの向上(242)	身近な生活道路の整備(354)
8位	高齢社会対策の推進(215)	高齢社会対策の推進(184)	都市景観の整備(218)	市役所の窓口サービスの向上(242)
9位	身近な生活道路の整備(213)	身近な生活道路の整備(167)	高齢社会対策の推進(215)	都市景観の整備(218)
10位	都市景観の整備(203)	観光・コンベンションの振興(166)	大気・騒音・水質などの環境保全(194)	高齢社会対策の推進(215)
11位	観光・コンベンションの振興(191)	都市景観の整備(163)	身近な生活道路の整備(182)	大気・騒音・水質などの環境保全(278)
12位	学術の振興(181)	大気・騒音・水質などの環境保全(151)	学校教育の充実(179)	市街地の整備・再開発(206)
13位	スポーツの振興(172)	学校教育の充実(150)	観光・コンベンションの振興(151)	学校教育の充実(201)
14位	大気・騒音・水質などの環境保全(163)	学術の振興(140)	道路・交通ネットワークの整備(135) ※H30年度21位	道路・交通ネットワークの整備(171)
15位	学校教育の充実(144)	市街地の整備・再開発(130) ※H29年度16位	市街地の整備・再開発(121)	交通・物流機能の強化(161)

(表2) 市政要望上位10位の推移

カッコ内の数字はスコア(得点数)で、1位3点、2位2点、3位1点として計算

順位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1位	高齢社会対策の推進(1,006)	高齢社会対策の推進(826)	高齢社会対策の推進(1,053)	高齢社会対策の推進(1,167)
2位	子育て支援の推進(614)	子育て支援の推進(519)	子育て支援の推進(573)	医療・衛生管理体制の充実(357)
3位	医療・衛生管理体制の充実(424)	医療・衛生管理体制の充実(320)	産業の振興(469)	子育て支援の推進(573)
4位	産業の振興(416)	産業の振興(320) ※同スコア3位	学校教育の充実(361)	産業の振興(416)
5位	防犯、暴力追放運動の推進(348)	防犯、暴力追放運動の推進(317)	医療・衛生管理体制の充実(357)	学校教育の充実(558)
6位	学校教育の充実(334)	学校教育の充実(315)	身近な生活道路の整備(263)	地球温暖化対策などの推進(376)
7位	身近な生活道路の整備(260)	身近な生活道路の整備(232)	地球温暖化対策などの推進(250)	身近な生活道路の整備(298)
8位	青少年の健全育成の推進(228)	防災体制の充実(224)	大気・騒音・水質などの環境保全(232) ※H30年度18位	市役所の窓口サービスの向上(272)
9位	市役所の窓口サービスの向上(197)	青少年の健全育成の推進(209)	防犯、暴力追放運動の推進(230)	市街地の整備・位再開発(269)
10位	駐車対策(190)	地球温暖化対策などの推進(183)	防災体制の充実(214)	緑のまちづくりの推進(252)
	11 防災体制の充実位(172) ※H28年度17位	11 駐車対策(174)	11 駐車対策(203)	11 防犯、暴力追放運動の推進(230)
	12 障害者施策位の推進(166)	12 道路・交通ネットワークの整備(170) ※H29年度19位	12 道路・交通ネットワークの整備(197)	12 障害者施策位の推進(243)
	13 ワーク・ライフ・バランスの推進(165)	13 障害者施策の推進(159)	13 青少年の健全育成の推進(183)	13 防災体制の充実位(242)
	14 市街地の整備・位再開発(163)	14 健康づくりの推進(141) ※H29年度17位	14 健康づくりの推進(182)	14 道路・交通ネットワークの整備(232)
	15 地球温暖化対策などの推進(162) ※H28年度16位	15 緑のまちづくりの推進(137) ※H29年度16位	15 障害者施策の推進(179)	15 健康づくりの推進位(215)
			16 市街地の整備・位再開発(179) ※同スコア15位 ※H30年度16位	

(表3) 市政評価全順位

順位	調査項目	スコア (得点数)
1	防犯、暴力追放運動の推進	1,417
2	ごみの適正処理とリサイクル	924
3	子育て支援の推進	863
4	医療・衛生管理体制の充実（救急医療、感染症対策など）	790
5	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	767
6	健康づくりの推進（検診、予防、食育など）	522
7	身近な生活道路の整備	354
8	市役所の窓口サービスの向上	312
9	都市景観の整備	307
10	高齢社会対策の推進	292
11	大気・騒音・水質などの環境保全	278
12	市街地の整備・再開発	206
13	学校教育の充実	201
14	道路・交通ネットワークの整備	171
15	交通・物流（空港、港湾など）機能の強化	161
16	スポーツの振興	150
17	芸術・文化活動の振興	149
18	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	141
19	学術の振興	137
20	観光・コンペティションの振興	136
21	アジアを中心とした交流の推進と国籍を問わず快適に暮らせるまちづくり	135
22	防災体制の充実	100
23	生涯学習の推進	99
24	障がい者施策の推進	88
25	駐車対策	78
26	地域コミュニティづくりの支援	74
27	青少年の健全育成の推進	67
28	産業の振興（企業の誘致・成長支援、雇用の促進など）	57
29	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	53
29	住宅供給の促進・快適な住環境の整備	53
31	ボランティア・NPO活動の支援	49
32	人権の尊重と男女共同参画（あらゆる分野への女性の参画）の推進	42
33	自然環境の保全と自然とのふれあい推進	41
33	消費者被害防止対策	16

注) スコア（得点数）とは、1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

(表4) 市政要望全順位

順位	調査項目	スコア (得点数)
1	高齢社会対策の推進	1,167
2	医療・衛生管理体制の充実（救急医療、感染症対策など）	1,064
3	子育て支援の推進	770
4	産業の振興（企業の誘致・成長支援、雇用の促進など）	743
5	学校教育の充実	558
6	地球温暖化対策、省エネ、再生可能エネルギーの推進	376
7	身近な生活道路の整備	298
8	市役所の窓口サービスの向上	272
9	市街地の整備・再開発	269
10	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	252
11	防犯、暴力追放運動の推進	250
12	障がい者施策の推進	243
13	防災体制の充実	242
14	道路・交通ネットワークの整備	232
15	健康づくりの推進	215
16	大気・騒音・水質などの環境保全	211
17	青少年の健全育成の推進	209
18	ごみの適正処理とリサイクル	195
19	住宅供給の促進・快適な住環境の整備	193
20	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	190
21	駐車対策	186
22	芸術・文化活動の振興	166
23	交通・物流（空港、港湾など）機能の強化	161
24	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	128
25	スポーツの振興	127
25	アジアを中心とした交流の推進と国籍を問わず快適に暮らせるまちづくり	127
27	地域コミュニティづくりの支援	126
28	生涯学習の推進	117
29	都市景観の整備（まち並みづくりと歴史的建造物の活用など）	105
30	観光・コンベンション（大規模な会議など）の振興	100
31	学術の振興（学術研究都市の推進、市立大学の充実など）	92
32	消費者被害防止対策	91
33	人権の尊重と男女共同参画（あらゆる分野への女性の参画）の推進	78
34	ボランティア・NPO活動の支援	77

注) スコア(得点数)とは、1位3点、2位2点、3位1点として計算した得点

# 令和2年度市民意識調査「広報活動に関する調査」 (概要版)

## ■ 調査内容

### (1) 調査対象

令和2年9月1日現在の住民基本台帳に記載された15歳以上79歳以下の男女の中から、行政区分人口構成比を考慮して3,000人を抽出した。

### (2) 調査方法

郵送による調査

### (3) 調査期間

令和2年11月16日～令和2年12月9日

### (4) 調査の実施

調査・分析は、株式会社プラスアドに委託

## ■ 調査票の回収結果

調査対象者3,000人に発送し、1,469人から有効回答を得た。有効回答率は49.0%である。  
(前回調査：39.7%)

## ■ 報告書の概要

### 1 市政だよりについて（報告書P3～P21）

#### (1) 認知状況

市政だよりの認知率は80.8%と高いが、2017年度調査より8.5ポイント低下している。

#### (2) 入手方法

「町内会などを通じて自宅に届く」が79.2%で最も高く、次いで「区役所・市民センターなどの公共施設」(2.8%)、「市のホームページで閲覧」(1.3%)、「コンビニエンスストア」(0.8%)、「スーパーマーケット（イオン、サンリブ等）」(0.7%)、「JR駅・モノレール駅」(0.3%)で、「入手していない」は10.1%となっている。

#### (3) 配布に関する希望

自宅に「届けてほしい」が78.0%、「届けなくてよい」が20.1%となっている。

#### (4) 閲読状況

市政だより（全体）	よく読んでいる＋時々読んでいる	81.2%
-----------	-----------------	-------

特集	よく読んでいる+テーマによっては読んでいる	74.3%
情報ステーション	読んでいる	64.1%

(5) 発行回数

月2回の発行回数を どう思うか	今のままでよい	53.7%
	月1回で情報量を増やした方がよい	28.6%

(6) 市政だよりの紙面評価

紙面評価	読みやすい	52.1%	読みにくい	4.9%
理由	文字の大きさが適当	65.1%	文字が小さい	50.0%
	全体の構成が分かりやすい	55.3%	全体の構成が分かりにくい	44.8%
	カラー印刷で見やすい	52.2%	内容が面白くない	31.0%
	内容が面白い	32.8%	レイアウト等が工夫されていない	25.9%

(7) 内容の評価

特集記事	分かりやすい	49.7%	
	分かりにくい	2.2%	
	どちらとも言えない	42.6%	
情報ステーション	内 容	このままでよい	48.9%
		もっと詳しく	21.8%
	情報量	このままでよい	34.0%
		もっとたくさん	31.1%

(8) 市政だよりの形態に対するニーズ

インターネットで見る市政だよりがよい	11.4%
紙の印刷物として見る市政だよりがよい	53.7%
どちらも必要	28.7%

2 市政テレビ番組について（報告書 P22～P29）

(1) 認知状況

「知っている」の割合は34.2%で、2017年度調査より13.8ポイント低下している。

(2) 視聴状況（「知っている」人のうち）

番組名／放送局	経験視聴率 ※
「プライドK」／FBS	52.3%
「G I F T北九州」／テレQ	56.9%
「ニュース 55 北九州」／CATV	49.3%

※ 経験視聴率…「よく見ている」＋「時々見ている」＋「見たことがある」

(3) 番組別評価

番組名／放送局	役に立つ、楽しい	役に立たない、面白くない
「プライドK」／FBS	52.1%	3.4%
「G I F T北九州」／テレQ	59.8%	1.4%
「ニュース 55 北九州」／CATV	63.7%	3.6%

(4) 放送時間帯

市政テレビ番組を放送してほしい時間帯は、「平日の午後」(37.4%)が最も高く、その中で午後6時ごろの希望が多い。

### 3 市政ラジオ番組について (報告書 P30～P34)

(1) 認知状況

「知っている」の割合は8.5%で、2017年度調査より3.8ポイント低下している。

(2) 聴取状況 (「知っている」人のうち)

経験聴取率 (「よく聞いている」＋「時々聞いている」＋「聞いたことがある」) は67.2%となっている。

(3) 評価

「役に立つ」が51.2%、「役に立たない」が2.4%となっている。

(4) 放送時間帯

市政ラジオ番組を放送してほしい時間帯は、「平日の午後」(24.0%)が最も高く、その中で午後6時ごろの希望が多い。

(5) よく聞くラジオ局

よく聞くラジオ局は、「FM福岡」が29.8%で最も高く、次いで「KBC九州朝日」(23.2%)、「RKB毎日」(22.1%)、「CROSS FM」(21.0%)、「NHK 第一」(11.9%)となっている。

#### 4 市ホームページについて（報告書 P35～P45）

##### (1) インターネットの利用状況

「利用している」が 69.2%、「利用していない」が 29.1%で、利用率は 2017 年度調査より 12.4 ポイント上昇している。

##### (2) 市のホームページの利用状況

「ほぼ毎日（週に 5 回以上）」が 3.8%、「週に数回程度」が 9.0%、「月に数回程度」が 16.6%、「年に数回程度」が 37.6%で、これらを合わせた利用率は 67.0%となっている。

##### (3) インターネットの利用環境

「スマートフォン」が 74.6%で最も高く、次いで「パソコン」が 47.3%、「タブレット端末」が 10.1%、「携帯電話」が 2.6%となっている。

##### (4) 市のホームページでの市政情報入手状況

「区役所窓口における手続き」が 44.6%で最も高く、次いで「環境に関する情報」（43.9%）、「保健・福祉・医療の各生活情報」（43.3%）、「地震・台風等災害に関する情報」（34.9%）となっている。

##### (5) 市のホームページの評価

情報の鮮度	新しい	23.9%	古い	6.9%
ほしい情報	得ることができた	58.4%	得ることができなかった	4.8%
情報の探しやすさ	探しやすい	27.3%	探しにくい	31.0%
内容の分かりやすさ	分かりやすい	33.6%	分かりにくい	16.3%

##### (6) 北九州市動画チャンネルについて

「知っている」が 10.2%で、そのうち「利用したことがある」は 44.2%となっている。

##### (7) インターネットを利用した情報発信

活用を希望する媒体は、「ホームページ」が 51.9%で最も高く、次いで「SNS」（27.7%）、「動画共有サービス」（20.7%）となっている。

#### 5 SNS（ツイッター、フェイスブックなど）について（報告書 P46～P55）

##### (1) 認知状況

「北九州市公式 SNS」を「知っている」は 19.0%で、2017 年度調査より 10.0 ポイント上昇している。

##### (2) 利用状況（「知っている」人のうち）

「北九州市公式 SNS」の利用率（「よく見て（活用して）いる」＋「時々見て（活用して）いる」）は 19.0%で、2017 年度調査より 10.0 ポイント上昇している。



いる」＋「見た（活用した）ことがある」は63.2%となっている

(3) 評価

「北九州市公式SNS」を利用した人の評価は、「役に立つ」が63.9%、「役に立たない」が5.7%となっている。

(4) LINEの認知状況

「北九州市公式LINE」を「知っている」は9.9%となっている。

(5) LINEの友だち登録状況（「知っている」人のうち）

「北九州市公式LINE」を友だち登録している割合は46.5%となっている。

(6) LINEの利用状況（「友だち登録している」人のうち）

「北九州市公式LINE」の利用率は、「時々見て（活用して）いる」が53.2%で最も高く、「見た（活用した）ことがない」と回答した人はいなかった。

(7) LINEの評価

「北九州市公式LINE」を利用した人の評価は、「役に立つ」が76.6%、「役に立たない」が2.1%となっている。

## 6 マスメディアを活用した北九州市のイメージアップについて（報告書 P56～P60）

(1) ロケが行なわれた映画・テレビ番組などの認知状況

「時々観る」が52.1%で最も高く、次いで「ほとんど観ない」が35.4%、「よく観る」が10.1%となっている。

(2) イメージアップ効果

イメージアップにつながったと「思う」は79.9%となっている。

(3) 映画・テレビ番組などの印象

「自分の街が出てうれしく思った」が69.5%と圧倒的に高くなっている。

(4) 本市のメディア露出について

「もっと頑張ってもらいたい」が65.6%で最も高く、次いで「今の程度でよい」が23.7%、「特に必要ない」が2.7%となっている。

## 7 その他

(1) 媒体ごとの充実してほしい市政情報について

	市政だより	市政テレビ番組	市ホームページ
1位	健康（保健・医療）に関すること（61.5%）	健康（保健・医療）に関すること（46.5%）	健康（保健・医療）に関すること（49.5%）
2位	高齢社会（対策）・介護保険・予防に関すること（47.9%）	祭りやグルメなど市の魅力情報（45.9%）	各種手続きに関すること（49.1%）
3位	行事、催し物、講座などの案内（47.7%）	行事、催し物、講座などの案内（40.0%）	行事、催し物、講座などの案内（41.7%）

(2) 市政情報の入手媒体および提供を希望する媒体

	市政情報の入手媒体		市政情報の提供を希望する媒体	
1位	市政だより	63.4%	市政だより	61.8%
2位	テレビ・ラジオのニュース	32.0%	北九州市のホームページ	32.7%
3位	北九州市のホームページ	27.5%	テレビ・ラジオのニュース	32.3%
4位	回覧板	24.6%	新聞記事	20.8%
5位	新聞記事	22.8%	回覧板	20.1%
6位	口コミ	14.5%	SNS	18.6%
7位	ポスター・パンフレット	13.7%	ポスター・パンフレット	15.5%
8位	新聞広告	8.8%	市政テレビ・ラジオ番組	14.4%
9位	市政テレビ・ラジオ番組		新聞広告	11.1%
10位	携帯電話	8.6%	携帯電話	10.1%

(3) 障害者への市政情報の提供

「市政テレビ番組の手話通訳、字幕放送対応」の認知率が17.4%と最も高く、次いで「点字版市政だより」（10.1%）、「テキスト版市政だより」（3.5%）となっている。

## 1 政令指定都市

札幌市 広報部 市民の声を聞く課 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	TEL011-211-2042
仙台市 市民局生活安全安心部 広聴課 仙台市青葉区国分町 3-7-1	TEL022-214-6132
さいたま市 市長公室 広聴課 さいたま市浦和区常盤 6-4-4	TEL048-829-1931
千葉市 市民局 市民自治推進部 広報広聴課 千葉市中央区千葉港 1-1	TEL043-245-5298
川崎市 総務企画局 都市政策部 企画調整課 川崎市川崎区宮本町 1	TEL044-200-2550
横浜市 市民局 広報相談サービス部 広聴相談課 横浜市中区本町 6-50-10	TEL045-671-2333
相模原市 総務局 シビックプライド推進部 広聴広報課 相模原市中央区中央 2-11-15	TEL042-769-8299
新潟市 市民生活部 広聴相談課 新潟市中央区学校町通 1-602-1	TEL025-226-2094
静岡市 市長公室 広報課 静岡市葵区追手町 5-1	TEL054-221-1354
浜松市 企画調整部 広聴広報課 浜松市中区元城町 103-2	TEL053-457-2021
名古屋市 スポーツ市民局 市民生活部 広聴課 名古屋市中区三の丸 3-1-1	TEL052-972-3140
京都市 総合企画局 市長公室 広報担当 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488	TEL075-222-3094
大阪市 政策企画室 市民情報部 広聴担当 大阪市北区中之島 1-3-20	TEL06-6208-7251
堺市 市長公室 広報部 市政情報課 堺市堺区南瓦町 3-1	TEL072-228-7475
神戸市 市長室 広報戦略部 広聴担当 神戸市中央区加納町 6-5-1	TEL078-333-3230

岡山市 市長公室 広報広聴課 岡山市北区大供 1-1-1	TEL086-803-1025
広島市 企画総務局 市民相談センター 広島市中区国泰寺町 1-6-34	TEL082-504-2120
福岡市 市長室 広聴課 福岡市中央区天神 1-8-1	TEL092-711-4067
熊本市 政策局 秘書広聴部 広聴課 熊本市中央区手取本町 1-1	TEL096-328-2075
北九州市 広報室 広聴課 北九州市小倉北区内 1-1	TEL093-582-2525

## 2 九州各都市(政令指定都市除く)

久留米市 協働推進部 広聴・相談課 久留米市城南町 15-3	TEL0942-30-9017
佐賀市 総務部 秘書課 佐賀市栄町 1-1	TEL0952-40-7020
長崎市 秘書広報部 広報広聴課 長崎市桜町 2-22	TEL095-829-1114
佐世保市 総務部 秘書課 佐世保市八幡町 1-10	TEL0956-24-1111
大分市 企画部 広聴広報課 大分市荷揚町 2-31	TEL097-537-5601
宮崎市 企画財政部 秘書課 広報広聴室 宮崎市橘通西 1-1-1	TEL0985-21-1705
鹿児島市 市民局 市民文化部 市民協働課 鹿児島市山下町 11-1	TEL099-216-1204

# 北九州市歌

北九州市選定  
平尾一男 作詞  
長谷川良夫 作曲

力強く ♩=112

1. やまなみに あさの ひは—え て げん かい  
の なみ う つとこ—ろ きほ—う もて ひら  
cresc. poco a poco cresc.  
けしまらに たくま—し—き しみんの いぶ  
poco allargando *ff* a tempo (3. volta rit.)  
さ ああ わが市きた きゅう  
1. 2. 3.  
しゅう しゅう

一、山脈に 朝の陽映えて

女海の 波うつところ

希望もて ひらけしまちに

たくまשיき 市民のいぶき

ああ わが市 北九州

二、くれないに 熔炉は燃えて

紺碧の 大空高く

美しき 若戸の橋に

天かける 理想はきよし

ああ わが市 北九州

三、海遠く 幸を求めて

伸びゆくは 若き力ぞ

大いなる 光の下に

躍進の 未来をめざさん

ああ わが市 北九州



## 北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

### 広聴事業概要(令和3年度版)

令和3年9月発行 No.2105006A

発行編集 北九州市広報室広聴課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 (093)582-2525

本書は北九州市ホームページにも掲載しています。

URL [http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouhou/15000001\\_00004.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouhou/15000001_00004.html)



## 市 章



周囲の五つの花びらは、合併による旧5市の一体化を表わし、中央は北九州の“北”、九州の“九”および“大”の字を表しています。また星形に圖案化されているのは、歯車で工業を、放射形で市の発展を表現しています。

## シンボルツリー（イチイガシ）



ブナ科のアカガシ属常緑大高木で、幹は枝分れが少なく直立し、高さ30m以上、直径1m以上に成長します。姿が美しくその材質は優れ、独特の形と風格を備え、成長もおう盛なところから、百万都市にふさわしい大樹として「シンボルツリー」に選ばれました。

## ひまわり◀(市の花)▶つつじ



「つつじ」は公園や公共施設、緑化等に多く用いられており、市民に親しまれているところから、「ひまわり」は花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックな北九州市を象徴する花であるところから、「市の花」に選ばれました。

